# 入　札　説　明　書

自動車用レギュラーガソリンの購入

（令和８年２月13日付公告分）

京都府警察本部総務部会計課

自動車用レギュラーガソリンの購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日
令和８年２月13日
２　契約担当者
京都府警察本部長　吉越　清人
３　担当部局
〒602-8550　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３
京都府警察本部総務部会計課　電話075-451-9111　内線2255
４　入札に付する事項
(1) 購入物品の名称及び予定数量
ア　自動車用レギュラーガソリン　76,000リットル
イ　自動車用レギュラーガソリン　88,000リットル
ウ　自動車用レギュラーガソリン　78,000リットル
エ　自動車用レギュラーガソリン　70,000リットル
(2) 購入物品の規格、品質等
ＪＩＳ－Ｋ2202－２号
オクタン価89.0以上
(3) 納入期間
ア　令和８年４月１日（水）から令和８年６月30日（火）まで
イ　令和８年７月１日（水）から令和８年９月30日（水）まで
ウ　令和８年10月１日（木）から令和８年12月31日（木）まで
エ　令和９年１月１日（金）から令和９年３月31日（水）まで
(4) 納入場所等
納入場所は、次のとおりとする。
なお、タンクローリーによる納入とする。
ア　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３
京都府警察本部
イ　京都市伏見区深草塚本町官有地
機動隊
５　一般競争入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当する者
６　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。
(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」－小分類「燃料油」
(2) ４の(1)の購入物品について、契約担当者が指定する日時、場所に確実に納入することができると認められる者であること。
(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最

終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7　入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア　受付期間

(ｱ) 令和８年２月13日（金）から令和８年３月９日（月）まで

(ｲ) 令和８年５月８日（金）から令和８年６月４日（木）まで

(ｳ) 令和８年８月７日（金）から令和８年９月３日（木）まで

(ｴ) 令和８年11月６日（金）から令和８年12月３日（木）まで

ただし、日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。提出時間は、午前９時から午後５時までとする。

イ　受付場所

〒602-8550　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３

京都府警察本部総務部会計課調度係　電話075-451-9111　内線2255

ウ　一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名（住所、氏名等）を記入した長３封筒（横12cm×縦23.5cm）に 760円（速達・簡易書留料）切手を貼って提出すること。

(2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を持参により提出すること。

ア　競争入札参加資格審査結果通知書（写）

イ　購入物品及び数量を納入期間内に確実に納入することができることを証明する書類

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、

ア　令和８年３月13日（金）

イ　令和８年６月11日（木）

ウ　令和８年９月10日（木）

エ　令和８年12月10日（木）

までに確認結果通知により通知する。

(4) その他

ア　確認申請書の作成等に要する費用は入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　６の(1)の競争入札参加資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ｱ) 資格審査申請書の提出期間

ａ　令和８年２月13日（金）から令和８年２月26日（木）まで

ｂ　令和８年５月８日（金）から令和８年５月22日（金）まで

ｃ　令和８年８月７日（金）から令和８年８月20日（木）まで

ｄ　令和８年11月６日（金）から令和８年11月20日（金）まで
ただし、日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。提出時間は、午前９時から午後５時までとする。
なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
(ｲ) 提出場所及び問い合わせ先
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428
ウ　過去２年間に国又は地方公共団体と締結した、当該契約と類似する契約実績（２件以上）がある場合、契約実績証明書に必要事項を記載、押印の上、疎明資料として契約書の写しを添付すること。

８　入札手続等

(1) 入札の日時及び場所
次により４の(1)の購入物品について、それぞれ入札及び開札を行う。
ア　日時
(ｱ) 令和８年３月27日（金）午前11時
(ｲ) 令和８年６月19日（金）午前11時
(ｳ) 令和８年９月18日（金）午前11時
(ｴ) 令和８年12月18日（金）午前11時
イ　場所
京都府警察本部本館入札室

(2) 入札方法
ア　入札書は、持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
ウ　入札書は、直接提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び次のとおり朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。
(ｱ) ４の(1)のアの入札に参加する者
令和８年３月27日自動車用レギュラーガソリンの購入入札書在中
(ｲ) ４の(1)のイの入札に参加する者
令和８年６月19日自動車用レギュラーガソリンの購入入札書在中
(ｳ) ４の(1)のウの入札に参加する者
令和８年９月18日自動車用レギュラーガソリンの購入入札書在中
(ｴ) ４の(1)のエの入札に参加する者
令和８年12月18日自動車用レギュラーガソリンの購入入札書在中
エ　入札回数は、２回までとする。

オ　確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加することができない。
カ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
キ　確認結果通知を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア　受領期限
(ｱ) 令和８年３月26日（木）
(ｲ) 令和８年６月18日（木）
(ｳ) 令和８年９月17日（木）
(ｴ) 令和８年12月17日（木）

イ　提出先
〒602-8550　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３
京都府警察本部総務部会計課長

ウ　郵便の種類は、書留郵便とする。

エ　当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札については、あらかじめ郵送入札に同封しておくこととする。
なお、この場合の再度入札については、一回目の最低入札価格が示達できないため、入札の無効となることがある。

オ　封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に次のとおり朱書するとともに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長あての親展とする。
(ｱ) ４の(1)のアの入札に参加する者
令和８年３月27日開札入札書在中
(ｲ) ４の(1)のイの入札に参加する者
令和８年６月19日開札入札書在中
(ｳ) ４の(1)のウの入札に参加する者
令和８年９月18日開札入札書在中
(ｴ) ４の(1)のエの入札に参加する者
令和８年12月18日開札入札書在中

カ　郵便により再度入札を行う場合においては、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、次のとおり朱書きした中封筒を８の(3)のオの中封筒とともに表封筒に同封する。
(ｱ) ４の(1)のアの入札に参加する者
令和８年３月27日開札再入札書在中
(ｲ) ４の(1)のイの入札に参加する者
令和８年６月19日開札再入札書在中
(ｳ) ４の(1)のウの入札に参加する者
令和８年９月18日開札再入札書在中
(ｴ) ４の(1)のエの入札に参加する者
令和８年12月18日開札再入札書在中

キ　入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人が

開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(7) 入札説明書等に関する質疑について

ア　入札者は、入札説明書及び別添契約書（案）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について質疑がある場合は、資格審査締切日までに所定の様式により申し出ることにより関係職員に説明を求めることができる。なお、入札説明書等についての不知又は、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ　質疑に対する回答については、資格確認を受けた者全員に対し、確認通知と同様に通知する。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、レギュラーガソリン１リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア　開札は、８の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は、その代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び８の(9)のアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に加わることはできない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ　確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ　金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

ク　入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札

ケ　再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11)落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

９　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10　入札保証金

入札金額の 100分の５以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第 147条第２項各号のいずれかに該当する場合は免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の５に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

11　契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額を合算した金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第２項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

12　契約書の作成の要否

要する（別紙契約書案により作成するものとする。）。

13　契約単価の変更について

契約期間中においても、法令の改正や、価格の大幅な変動、その他の理由により契約単価を改定する必要が生じたときは協議の上、価格を変更することとする。

なお、この場合価格の大幅な変動とは、契約期間中に（財）日本エネルギー経済研究所石油情報センターが発表する、近畿局の月の最終週のレギュラーガソリン（一般小売価格）の週次調査（月曜調査）価格が、前月の最終週より５％以上変動することを意味し、大幅な変動を認めた翌月以降の契約単価について、協議の上価格を定めるものとする。

14　入札の執行

本件入札に係る令和８年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は、執行しないものとする。ただし、本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15　その他必要な事項

(1) この入札の実施については、１から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第４条に規定する特定調達契約である。
(3) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第 485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
(4) 開札の前後に関わらず、入札参加者が１人のみの場合は入札を中止することがある。